

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及び国際原子力機関が二千十八年六月七日に核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定及び同協定の追加議定書に署名したことを認識し、

千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中「（以下「不拡散条約」という。）」を削り、「認識し、」を「認識して、」に改め、「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、」を削る。

第二条

協定第一条1(c)中「及び設備」を「設備及び技術」に改める。

第三条

1 協定第二条(a)中「千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定」を「千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）」に改める。

2 協定第二条(b)中「千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定」を「二千十八年六月七日に作成された追加

議定書により補足された同日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定（以下「英国に関する保障措置協定」という。）に改める。

第四条

協定第三条中「及び設備」を「設備及び技術、技術に基づく設備」に改め、同条を同条2とし、同条に次の1を加える。

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

第五条

1 協定第四条1(a)中「第二条(a)に規定する協定」を「日本国に関する保障措置協定」に改め、同条1(b)(i)中「(1)第二条(b)に規定する協定」を「英国に関する保障措置協定」に、「同協定」を「英国に関する保障措置協定」に改め、「並びに(2)千九百五十七年三月二十五日に署名されたユーラトムを設立する条約に基づくユーラトムの保障措置」を削る。

2 協定第四条2中「又はユーラトム」を削る。

第六条

協定第五条を同条1とし、同条に次の2を加える。

- 2 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、この協定の実施に当たり、千九百七十九年十月二十六日に採択され、二千五年七月八日に改正された核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するように行動する。

第七条

- 1 協定第六条1中「及び設備」を「設備及び技術、技術に基づく設備」に改める。
- 2 協定第六条2中「次に掲げるもの」を「次に掲げる技術、設備及び核物質」に改め、同条2(a)中「設備」を「技術又は設備」に改める。

第八条

- 1 協定第七条1中「及び設備」を「設備及び技術」に、「品目」を「資材、核物質、設備又は技術」に改める。

- 2 協定第七条2中「及び設備」を「設備及び技術」に改め、同条2(a)中「これらの品目」を「そのような

な資材、核物質又は設備」に改め、同条2(b)中「当該品目」を「そのような資材、核物質、設備又は技術」に改める。

第九条

協定第七条の次に次の四条を加える。

第七条のA

両締約国政府は、相互の間又はそれぞれの政府機関の間で、第一条に規定するところに従い、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させる。両締約国政府又はそれらの政府機関は、適当な場合には、大学、実験施設、民間部門その他の全ての研究部門の研究者及び組織が当該協力に参加することを認めることができる。両締約国政府は、また、この分野におけるそれぞれの管轄の下にある者の間の当該協力を容易にする。

第七条のB

1 この協定の規定は、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における原子力活動を妨げ、若しくは遅延させること又は当該原子力活動に対して不当に干渉することを回避するような

態様により、また、当該原子力活動の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様により、誠実に実施される。

2 この協定の規定は、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、いずれか一方の締約国政府若しくはその管轄の下にある者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために、いずれか一方の締約国政府の原子力政策に干渉するために又は原子力の平和的・非爆発目的利用の推進を妨げるために利用してはならない。

3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受けている核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができる。

4 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年九月二十日に作成された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理

及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。

第七条のC

両締約国政府は、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の双方が当事国である関連する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従い、この協定の下での協力から生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術の適切かつ効果的な保護を確保する。

第七条のD

両締約国政府は、この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第十条

協定第十一条中「時点において、」の下に「(a)」を加え、「又は第十条」を「若しくは前条」に改め、「従わない場合」の下に「又は(b)第二条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、若しくはこれに対する重大な違反をする場合」を加え、「この協定を停止し又は」を「この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を」に、「核物質であって」を「資材、核物質及び設備、技術に基

づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であつて、」に、「ことができる」を「権利を有する」に改め、同条を同条1とし、同条に次の2及び3を加える。

2 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国がこの協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利及び返還を要求する権利であつて、1に規定するものと同じ権利を有する。

3 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利及び返還を要求する権利であつて、1に規定するものと同じ権利を有する。

第十一条

協定第十二条中(f)を削り、(g)を(1)とし、(e)の次に次の(f)から(k)までを加える。

(f) 「技術」とは、資材、核物質又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国

政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができる、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(g) (f)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(h) (f)及び(g)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の資材若しくは核物質を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(i) (f)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(j) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(k) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた

核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

第十二条

協定第十四条4中「この協定の停止又は」を「この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の」に、「及び」を「、第七条のB3及び4並びに」に改める。

第十三条

協定の附属書AのA部中15を16とし、11から14までを12から15までとし、10の次に次の11を加える。

11 外部熱遮蔽体 熱損失の削減及び格納容器の保護のため、1に定義された原子炉の内部において使用

するため特に設計され又は製作された外部熱遮蔽体

第十四条

協定の附属書C中「移転され又は再移転される品目」を「この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であつて、移転され又は再移転されるもの」に改める。

第十五条

1 この議定書は、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換により両締約国政府が合意する日時に効力を生ずる。ただし、千九百五十七年三月二十五日に作成された欧州原子力共同体を設立する条約がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国に対し及び同国において適用されなくなった後に限る。

2 この議定書は、改正後の協定第十四条4の規定に従うことを条件として、協定が効力を失う時に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十年十二月十六日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

長嶺安政

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために

クワシイ・クワールテン